

PL Report <2010 No.10>

国内の PL 関連情報

エア遊具事故で安全運営を要請

(2010 年 12 月 3 日 東京読売新聞 他)

事故発生が報道されている「エア遊具」について、消費者庁は事故情報を収集、分析を進める中で、業界団体が策定した安全運営の 10 ヶ条の徹底をイベント主催者などへ要請した。

「エア遊具」は空気で膨らませた遊具で、子供が中に入ってトランポリンのように跳ねたり、遊具を滑り台として使用する。遊具の設置、移動、撤去が簡便なこともありイベントやレジャー施設で幅広く使われているが、金具や重りで地面などに固定しないと強風などにより転倒するおそれがある。

「エア遊具」については、遊園地の大型遊具などを所轄する国土交通省が担当するのか、ゲームセンターの遊具などを所轄する経済産業省が所轄するのか明確でなく、設置方法や使用上の注意等の安全基準等が無いことより、消費者庁が事故情報の収集や分析、関係事業者に対する要請を行った。

ここがポイント

エア遊具の業界団体である日本エア遊具安全普及協会は、エア遊具の安全な使用につき風速などによる使用制限などの指針を設け、安全運営の 10 ヶ条として制定していました。しかし、同協会に加盟している製造業者は少数で、エア遊具を運営する地方公共団体やイベント運営会社などには周知されていなかったことより、消費者庁がこの安全な使用のための指針を地方公共団体と遊具関係事業者へ案内することになりました。

エア遊具は、消費者庁が担当することになりましたが、所轄官庁が不明で該当法規が無い場合でも、事業者は重大事故が発生した際には、消費者安全法に則り地方自治体や国民生活センターを経由して報告する必要があります。また、速やかに利用者に注意喚起をすると共に、事故防止の対策を講じなければなりません。

回転衣服ハンガーの表示見直しを要望

(2010 年 12 月 25 日 NHK ニュース 他)

回転衣服ハンガーで事故発生や品質上の問題があることより、国民生活センターは使用時に注意するように消費者に呼びかけ、事業者へ表示の見直しなどの要望を行った。

回転衣服ハンガーはスペースをとらずに多くの衣服を収納できることより販売が好調だが、2005 年度から 2010 年 10 月末までに全国消費者生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET) に 77 件の相談が寄せられた。相談の中には、ハンガーが倒れたり、ハンガーの支柱が曲がったという事故発生や品質上の問題に係る事例がある。

国民生活センターは、インターネットで販売している回転衣服ハンガー 16 銘柄について安全性のテストを行った結果、耐荷重相当の衣類を掛けたり、一箇所に偏って衣類を掛けた場合に外国製製品 13 銘柄で安定性に問題があることが判明した。

国民生活センターでは、消費者に対し衣類の掛けすぎや偏りに注意し移動時には転倒に注意す

るように呼びかけ、事業者へは強度や安定性の改善と、使用方法についてのわかりやすい表示の要望を行った。

ここがポイント

回転衣服ハンガーの安定性については、(財)製品安全協会が既に認定基準(SG基準)を作成しており、その内容はインターネットで閲覧することも可能です。事業者はSG基準も含め業界のガイドラインの要求を上回る安全性を確保し、市場での安全な使用状況が確保できていることを確認する必要があります。

また、事故が発生した場合の情報公開、市場での対応、再発防止のプロセスも検討しておく必要があります。インターネットによる販売業者を含め、販売のみを行っている企業でも製品事故の際の対応は事前に準備し、緊急時に機能するよう予行演習しておくことが推奨されます。

リコール開始まで長時間

(2010年12月30日 朝日新聞 他)

総務省の行政評価において、重大製品事故によりリコールした製品でリコール開始前に同様の事故が発生していることが明らかになり、勧告を行った。

消費生活用製品安全法のもとで、事業者から国へ報告のあった重大製品事故によってリコールされた製品のうち51品目を抽出し、事業者がリコールを開始するまでの日数を調べた。その結果、最初の事故の発生日から平均120日、原因調査を行う独立行政法人・製品評価技術基盤機構(NITE)の調査終了日から平均57日かかっており、リコール開始までの期間に24件の同様の事故が発生していたことがわかった。

総務省は事業者からの報告遅れや調査期間の長期化によりリコールまで長時間を要していることが同様の事故の発生の要因とし、経済産業省と消費者庁に改善を勧告した。勧告では、製品事故情報の消費者への提供と回収等の実施を迅速かつ的確に行うことが提言された。

ここがポイント

消費生活用製品安全法の下で報告された重大製品事故はNITEが原因調査をし、事故が製品に起因する場合は経産省が事業者にリコールを促すことになります。原因調査や事故報告の対応遅れなどから、回収などのリコール処置がとられる前に同様の事故が再発していることが明らかになりました。総務省が指摘しているように、リコール処置前の事故再発を防ぐため、原因調査の迅速化や事業者の速やかな対応が課題となります。

課題の解決の一つとして、迅速で効率的な調査の実施とそのための情報収集が必要となります。この点では、事業者の積極的な協力が必要となります。消費生活用製品安全法に則り重大製品事故を速やかに事故報告すると同時に、自社の持つ製品情報を迅速にNITEに提供していくことが求められます。

また、事業者では、NITEでの原因調査と併行して、自社での原因調査・分析、同様の事故の発生防止のための市場対応の検討や、リコール時の対応策の準備を進めておくことも重要です。

海外の PL 関連情報

カナダで消費者用製品安全法が成立

カナダ議会を通過した消費者用製品安全法案は、2010 年 12 月 15 日に国王の裁可を得て新法として成立した。

消費者用製品安全法は昨年 6 月にカナダ政府により下院に提案された法案で、上下院での審議の経て、通過した。本法案は消費者用製品の安全につき消費者保護を強化する内容となっており、事故報告制度や強制リコール制度、規制機関による査察などを規定している。規制機関であるカナダ保健省（Health Canada）によると、同法は国民の健康維持と安全に貢献するものであるとし、その特徴につき以下のように案内した。

- ・健康や安全への不合理な危険となる消費者用製品の製造・輸入・広告・販売を禁止する
- ・企業が製品関連の重大な傷害・死亡事故を知りえた場合、重要な製品安全情報を適時に報告しなければならない
- ・規制機関の要求に従い、製造業者・輸入業者は実験・研究結果を提出しなければならない
- ・規制機関には危険な消費者用製品のリコールを命令する権利がある
- ・製品が基準不適合の場合の罰則および罰金を増やす

法律専門家は、同法は企業にとって厳しい内容であり、リコール件数が増加し、それに伴う集団訴訟が増えることになると予想している。

ここがポイント

カナダでもリコールへの権限強化を含み製品安全施策を推進させる法律が成立しました。世界規模で起こった玩具への含鉛塗料の事件が今回の法律成立に拍車をかけたといわれています。

本法により事故報告制度が制定されました。リコール制度のみで市場の製品安全を確保する政策から、その予兆となる事故の報告を受け、製品の安全性を吟味しようとする各国で進んでいる方向に沿った制度改正となります。新法では事故報告の後、規制機関による企業の査察が規定され、製品安全の確保のために政府が積極的に介入する意思が伺われます。

事故報告制度については、製品が関与したと思われる事故を認知してからの規制機関への報告が 2 日以内、規制機関からの連絡に対して周辺情報や反論を提出する期間が 10 日以内とされています。これらの短期間での報告・提出の対応が適切にできるように、企業は規制機関対応窓口も含め事故を受け付ける可能性がある部門や分析・調査を行う部門、判断する部門などにおける社内体制を見直すことが迫られます。

米国で 2010 年 10 大評決を発表

米国の原告側弁護士向け法務情報誌である Lawyers USA が 2010 年中の巨額な評決 10 傑を発表した。

評決額が高額である上位 10 事件の平均額を比較すると、昨年の 1 億 4,500 万ドル（約 122 億円）から 1 億 5,700 万ドル（約 132 億円）に増加した。もっとも高額な評決事件の評決額は 5

億 500 万ドル（約 424 億円）で医薬品の PL 事件だった。上位 10 事件の内、8 件が PL 訴訟であり（下記のとおり）、タバコ製造者に対する PL 訴訟が 3 事件であった。

なお、この 10 大評決は 1 事故による個人を中心とした原告の負傷事件に限定し、集団訴訟や統合訴訟は対象としていない。

#1.	薬剤による感染	5 億 510 万ドル評決
#2.	労働者妻のアスベスト疾病	2 億 880 万ドル評決
#3.	タバコ喫煙による死亡	1 億 5,200 万ドル評決
#4.	自動車横転による死亡	1 億 3,250 万ドル評決
#5.	バス事故により複数人の死亡	1 億 2,450 万ドル評決
#7.	タバコ喫煙による死亡	9,080 万ドル評決
#8.	飛行機事故により複数人の死亡	8,900 万ドル評決
#10.	タバコ喫煙による死亡	8,000 万ドル評決

ここがポイント

米国の高額評決訴訟については、PL 訴訟を中心に評決額の高額化傾向は引き続き進行していることが伺えます。この傾向の背景には、米国が訴訟社会といわれ、陪審員制度、原告弁護士成功報酬制度、懲罰的賠償責任制度の存在などから評決額が高額化しやすい土壌があります。また、不況期には訴訟が活発化する傾向があり、景気低迷による収入減少や失業等により原告の訴訟意欲の高まり、原告と同様に消費者である陪審員による企業への感情悪化も影響していると考えられます。

これらの要因は近い将来も継続され、陪審員評決の高額化傾向は続くものと考えられます。このため、米国にて製品の製造・販売を行う事業者においては、PL 訴訟の結果を含みその動向に留意していくことが重要です。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2011